

一般社団法人日本呼吸器学会中国・四国支部会会則

第1章 名称

第1条 本会は、一般社団法人日本呼吸器学会中国・四国支部会と称する。
事務局は支部長のもとに置く。

第2章 目的

第2条 本会は中国・四国地域における呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展、ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを自的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1.支部学術集会、支部セミナーの開催
2.学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
3.市民公開講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
4.その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で中国・四国地区在住者とする。

第5章 役員

第5条 本会に原則として次の役員を置く。

- 1.支部長 1名
- 2.副支部長 若干名
- 3.幹事 各県2名
- 4.監事 2名
- 5.代議員 本部選出代議員と支部選出代議員若干名

第6条 支部長、副支部長は日本呼吸器学会理事の中から選出する。支部長は本会を代表し、会務を総括する。副支部長は支部長の業務を補佐する。それぞれ任期は2年とし、再任は妨げない。幹事は支部代議員の中から支部長が推薦し、代議員会で決議する。任期は2年とし、再任は妨げない。監事は支部代議員の中から支部長が推薦し、代議員会で決議する。任期は2年とし、支部長、副支部長、幹事と併任しないが、再任は妨げない。代議員は日本呼吸器学会役員の推薦により代議員会で決議する。任期は2年とし、併任、再任は妨げない。推薦は所定の様式にて支部長へ提出する。役員員の定年は満65歳とし、満65歳に達した後に迎える学術集会の最終日に退任する。但し、任期中に他支部以外へ移動した場合は、その時点で退任とする。

第6章 会議

第7条 本会の会議は、幹事会、代議員会とする。幹事会は代議員会の役員会として、支部長、副支部長、幹事、監事、地方会会長、次期地方会会長をもって組織する。幹事会は本会を代表し、代議員会の承認のもとに、本会の執行にあたる。代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議報告する。議長には原則として支部長が当たり、代議員会をもって、最終決定機関とする。議決は委任状も含めた議決権を有する3分の2以上の代議員が出席し、出席者の過半数をもって成立とする。

第7章 学術集会

第8条 学術集会は毎年1回以上開催し、原則として学術講演会・セミナー・市民公開講座の会長は代議員の中から幹事会が推薦し、代議員会で決議する。他の学会の学術集会と合同して開催する事が出来る。学会での発表は原則として学会員に限る。ただし、医学生、臨床研修医、メディカルスタッフなど非会員が発表を希望する場合には、採否は会長が判断する。

第8章 会計

第9条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

- 1.本部からの交付金
- 2.寄付金
- 3.前項以外の諸収入

第11条 本会の会計年度は毎年2月1日に始まり、1月31日に終わるものとする。

第12条 本会の予算・決算は原則として支部代議員会で検討し、日本呼吸器学会総会で決定される。

第9章 会則の変更

第13条 本会則は幹事会で検討し、代議員会の決議を経て変更することが出来る。

附則1. 本会則は、平成25年7月21日より実施する。